

## 「第五次伊東市総合計画・第十二次基本計画」

## 「第3期伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

## 諮問案審議区分及び専門部会設置・運営要領（案）

名 称		定 数	審 議 区 分
全 体 会 議		26人	第五次伊東市総合計画第十二次基本計画（諮問案） 第3期伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略 （諮問案）
専 門 部 会	第1専門部会	6人	第五次伊東市総合計画・第十二次基本計画（諮問案） 政策目標1 危機管理分野 政策目標3 自然・環境・都市分野
	第2専門部会	6人	第五次伊東市総合計画・第十二次基本計画（諮問案） 政策目標2 医療・健康・福祉分野
	第3専門部会	6人	第五次伊東市総合計画・第十二次基本計画（諮問案） 政策目標4 教育・歴史・文化分野
	第4専門部会	8人	第五次伊東市総合計画・第十二次基本計画（諮問案） 政策目標5 観光・産業・交流分野

## 1 専門部会の運営について

- (1) 会議を欠席する場合は、文書により「意見」を述べるができる。
- (2) 会議は、公開とする。

## 2 決定・報告について

- (1) 意見集約は事務局において作成する。
- (2) 各専門部会の審議がすべて終了した後に、事務局において報告書（案）を作成し、審議会（全体会）において報告・確認を行う。